第２節　今日の環境

1　環境問題の概要

わが国においては、昭和 30 年代後半に始まった高度経済成長期に、重化学工業を中心とする工業生産が飛躍的に増大し、また、新幹線、空港、高速自動車道等の交通網が整備されるなど、国民の生活は裕福・至便になった。しかし、これら産業活動に伴って大気汚染や水質汚濁・騒音・振動などの都市型特有の諸問題が生じてきた。

昭和 40 年代に入ると国民の環境保全に対する議論が高まったことから、公害対策を総合的かつ計画的に推進するため、昭和 42 年に「公害対策基本法」が制定された。また、昭和 45 年のいわゆる「公害国会」では「水質汚濁防止法」等公害関係 14 法が制定され、昭和 46 年には環境関係諸法の施行等の事務を一元的に行う環境庁が発足した。

昭和 50 年代に入ると、公害関係法令の整備・充実や多くの国民や事業者の努力などによって、それまでの危機的な状況はかなり改善されてきたが、都市化の進展や大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルの定着により、自動車交通の増大による大気汚染や騒音公害、生活排水による水質汚濁、廃棄物の増大及び処理困難化等の都市生活型公害が各地で発生し、深刻化してきた。

また、新たに地球温暖化や酸性雨、オゾン層の破壊等の地球規模の環境問題、さらにはダイオキシン類や内分泌攪乱化学物質(環境ホルモン)などの有害化学物質による環境汚染も顕在化してきている。

これら今日の環境問題の多くは、通常の事業活動や日常生活に起因するさまざまな要因が複合的に環境に影響を与えた結果として生じており、従来の公害問題のように原因企業と被害住民という構図で示される形とは異なっている。

このため、従来の排出規制を中心とする公害対策や土地利用規制を中心とする自然環境保全対策では、十分な対応が困難であるとともに、これまでのような公害の防止、自然環境の保全、快適環境の創造という分野別の施策のみでは、適切な対応が取れない状況となっている。

また、地球環境問題等は、国境を越えて地球全体に及ぶ空間的な広がりと将来の世代にわたる時間的な広がりを併せ持っており、人類の生存基盤である地球環境に取り返しのつかない影響を与える恐れが指摘されている。

その中でも、特に地球温暖化は、今日における人類最大の課題であることから、平成 9 年には、京都で開催された「気候変動枠組条約第 3 回締約国会議(ＣＯＰ3)」において、先進国における温室効果ガス排出削減目標等を定めた「京都議定書」が採択されるなど、様々な取組が国際レベルで進んでいる。

わが国においては、平成 14 年 6 月に京都議定書を受諾し、その目標達成に向けた国内制度の早急な整備・構築が期待されている。

2　本市の環境行政の推移

本市においては、昭和 40 年代から、内陸部の盛んな開発と、著しい人口の増加や産業・経済の発展に伴う工場排水・生活排水の増加のため、河川や広島湾の汚濁が目立ち始め、瀬戸内海各地で赤潮が発生するようになった。また、工場・事業場からの排出ガスに起因したオキシダント情報もしばしば発令されるようになってきた。

こうした状況の中で、昭和 42 年に環境保全関係の組織として、衛生局衛生課に公害係を初めて設置し、環境保全対策を開始した。さらに、昭和 43 年に「大気汚染防止法」、「騒音規制法」及び「広島県公害防止条例」が公布されるに伴い、昭和 44 年には公害対策課として改組し、市内河川の水質調査を開始した。さらに、昭和 46 年には水質監視員制度を発足させ、昭和 51 年には「広島・呉地域公害防止計画」が策定される等、環境保全対策の充実が図られた。

ごみ処理事業については、「消費は美徳」といった使い捨ての風潮と相まって、ごみ量は急激に増加し、その質も著しく多様化した。年々増加するごみ量に対し処理施設の能力が追いつかず、昭和 50 年 7 月「ごみ非常事態宣言」を発令するに至った。（昭和 58 年解除）

昭和 55 年 4 月、全国で 10 番目の政令指定都市へと移行すると、その後は、環境保全に配慮しつつ積極的に生活環境を整備･拡充する施策を講じ、「うるおい」や「やすらぎ」を求める市民のニーズにも応えながら、中四国地方の中枢都市にふさわしい市街地の積極的な緑化や、川を生かした河岸緑地等の整備を行ってきた。

その後、平成 5 年には広島市環境管理計画を策定するとともに、友好都市である中国重慶市と国際環境協力の一環として「酸性雨研究交流センター」を設置し共同研究を開始した。

こうした施策が評価され、平成 6 年度には「アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体」として環境庁長官より表彰されるに至った。その後も、平成 7 年度の「広島市環境影響評価要綱」の施行、国際環境自治体協議会（ＩＣＬＥＩ）への加盟、「地球にやさしい市民行動計画」の策定等により、より環境に配慮した開発事業等の誘導、地球環境問題への対応の充実などに努めた。

平成 10 年度には「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」、「広島市環境影響評価条例」を制定し、法体系の整備充実を図った。そして平成 13 年度には「広島市環境基本計画」を策定し、環境保全行政のより一層の推進を図っている。

平成 14 年度には「広島市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、地球温暖化防止に積極的に貢献していくこととしている。

3　今後の課題

戦後の高度経済成長期に発生した、工場等から排出されるばい煙や廃水などに含まれる汚染物質を原因とする産業型公害は、法令等の整備による規制的手法により、一定の改善が図られてきた。

一方、自動車等による大気汚染や騒音、生活排水による水質汚濁等の都市生活型公害については、依然として改善が十分には進んでいないのが現状である。

この都市生活型公害については、引き続きその取り組みを一層強化するとともに、動植物の保護に配慮しつつ、緑豊かな自然の保全と創造を推進していく必要がある。

また、近年は、石油･石炭などの化石燃料の大量消費や地球的規模の森林破壊を原因とした二酸化炭素の増加による地球温暖化問題がクローズアップされており、酸性雨やオゾン層の破壊等の地球的規模の環境問題も解決すべき重要な課題となっている。

更に、ますます増大する廃棄物に対する処分場確保の問題や、近年の科学技術の進展、消費需要の多様化などにより生産される化学物質に含まれる内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）等の有害化学物質への対応が新たな課題となっている。

これらの課題を解決するためには、豊かさや利便性を優先してきたこれまでの価値観を根本的に改め、社会経済活動の在り方や日常のライフスタイルを見直し、循環を基調とする、環境への負荷の少ない持続可能な社会へと転換することが求められる。

今後は、市民、事業者、行政のパートナーシップ（協働）を更に推進し、二酸化炭素排出量の削減、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進等、適正な物質循環が確保される循環型社会、理想的にはゼロエミッション社会の形成に向けて、資源･エネルギーを有効利用する総合的対策に取り組むとともに、種の保全、快適環境の確保を目指した自然保護、歴史的景観の保全等をなお一層促進していく必要がある。